

第8回 産業生活小委員会会議録

1.日時

平成17年2月8日(水)午後2時から午後4時55分

2.場所

穂別町町民センター 集会室 (2階)

3.出席者

- 奥村委員長
- 紀藤副委員長
- 三倉委員
- 石田委員
- 中奥委員
- 前田委員
- 高田委員
- 小林委員
- 長谷川委員
- 野田委員
- 鹿糠委員
- 中道鶴川町助役
- 横山穂別町助役
- 事務局
 - 臼井局長
 - 今莊参事
 - 阿部主幹
 - 酒巻主幹
 - 村上主任

4.会議内容

4-1 開会

臼井事務局長

委員全員がおそろいですので、ただいまから第8回産業生活小委員会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、委員長からごあいさつをお願いいたします。

4-2 委員長あいさつ

奥村委員長

それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の10月7日にこの会場で第7回の産業生活小委員会を開催して以来、今日までこの間、会議がなされなかったところがございますけれども、新しい年を迎えまして、皆様方にはそれぞれ希望に輝く新年を迎えられたことと思います。私ども産業生活小委員会といたしましても、いよいよ協議する時間も今日と10日という形の中で、残されている協定項目を審議していただくわけがございます。どうか皆様方の忌憚のないご意見を賜りまして、そして有意義な小委員会でありますことを願ひまして、一言開会のごあいさつにかえさせていただき次第でございます。よろしくお願いいたします。

4-3 報告事項

奥村委員長

それでは、会議を進めます。

3番目の報告事項を事務局より説明願ひます。

臼井事務局長

まず、お手元の配付資料についてご説明いたします。スケジュール表、それから第8回小委員会の議案、この二つに分かれております。厚いものともう一つは、協議第9号、学校教育関係の取扱いについて2冊あります。それから、別冊として農業関係資料、説明資料です。それから、新町まちづくり計画、これがお手元にいつていると思ひますが、よろしいでしょうか。

それから、今、報告というか願ひがあるのですけれども、きのう総務企画小委員会の方でも事務局の方から願ひをいたしました、協議会の日程も終盤に入つておひまして、何とかこの8回、それから9回、この2回の中で関係する協議と新町建設計画も含めてですけれども、それを協議済みとしていただきたいというふうに、今のところそのように考へております。最終的に協議会として残るのは、名称の問題と、それからそれにかかわる町名・字名と。この辺につきましては第6回の中には提案されないことでもありますけれども、それ以外については何とかこの2回の中で方向づけをしていただいた後、住民説明資料(概要版)等の作成に入りたいと。協議会を待たずに入りたいということで、総務企画小委員会でも理解いただいておりますので、その辺、ひとつご理解いただきたいというふうに考へておりますので、協議の関係、ひとつよろしく願ひしたいと思ひます。

以上です。

奥村委員長

ただいま事務局より報告がございました。

報告事項に対して、何かご質問、ご質問があれば、願ひしたいと思ひます。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

ないようでございますので、報告事項につきましては終わらせていただきます。

4-4 協議事項

奥村委員長

それでは早速、協議事項に移りたいと思います。

協議第1号、公共的団体等の取扱いにつきまして事務局より説明お願いいたします。

事務局(村上主任)

資料では1ページからになりますけれども、「公共的団体等の取扱いについて」ということでご説明いたします。

まず、公共的団体とは、産業活動や教育・文化、厚生・福祉など、法人格の有無にかかわらず幅広い分野で公共的な活動をしていますすべての団体を指しています。現在、2町には同じ目的を持った類似団体、またそれぞれの目的を持ったさまざまな団体が存在しております。これらの団体について、市町村が合併してもほとんどの場合は合併を義務づけられているものではないのですけれども、合併特例法16条で、新町の一体性の確保という面から、いつまでも旧自治体単位で存在することは望ましくないということ。その統合に努めなければならないという努力規定を設けてあるところです。

そのようなところから、ここでは自主的、自発的な意思によりどうするのかということ、各団体のそういう意思によりどうするのかということ、基本的な考え方や方針についてご協議いただくところです。

次、2ページに移りまして、2のところの「2町の主な公共的団体」というところであり、こちらの方で区分で分けしてありますけれども、「総務・企画関係」でいいますと、鶴川町、穂別町にそれぞれそのような団体があります。鶴川町交通安全推進協議会、鶴川町交通安全協会、鶴川町交通安全指導委員会、鶴川町防犯協会。穂別町でいいますと、穂別町交通安全推進協議会、穂別町交通安全協会、穂別町交通安全指導委員会、穂別町防犯協会。こちらの方は新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合または改編の調整に努める、ということで調整してあります。

続いて、点線の下のところですが、穂別町に穂別町納税貯蓄組合連合会というのがございまして、こちらの方は現行のとおりとするという形になっております。

続いて、「保健・福祉関係」。

こちらの方は、鷓川町、穂別町にそれぞれに高齢者事業団があります。その下の社会福祉協議会も鷓川町、穂別町それぞれにございます。こちらの方は、統合または再編の調整に努めるということでもあります。

「商工農林水産関係」

こちらの方は、土地改良区、農業協同組合、森林組合、商工会、観光協会、漁業協同組合というような産業関係の団体がそれぞれございます。こちらの方は、それぞれの団体の事情を尊重する、ということで調整になっております。

続いて3ページ下に移りますけれども、「教育・文化・スポーツ関係」。

こちらの方は、両町にPTA 連合会、婦人団体、子ども会、文化協会、体育協会、青年関係団体というような主な団体があります。こちらの方も、統合に向け検討が進められるよう調整に努める、ということで、努力目標ということで設定してあります。

以上のようなことを踏まえまして、調整内容、一番上のところに移りまして、公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。

- (1) 2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
 - (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
 - (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
- というところで調整をしてございます。

3ページ以降になりますと、関係する法令と、あと先進事例というのがこちらの方に記載してございます。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

奥村委員長

ただいま事務局の方から公共的団体等の取扱いについて説明をいただきました。

これから、小委員会の委員の皆さん方に、この説明に対する質疑を承りたいと思います。

ございませんか。

長谷川委員

調整に努める、ということになっていて報告があつて、それぞれ同じものが両町にあるというようなことからいけば、どの点が建設計画で協議会や小委員会にこんな提案されてもね、各団体にだれが調整をしてもらいたいという指針をとるかでしょうか。逆にいうとね、そんなもの黙っていれば整理にはならない。それぞれ話しますが、支庁でも会長でもない。それぞれ個別に承認されている事実もあるのでね、その辺見回した中では誰が指示する…

臼井事務局長

今、委員の方からお話がありましたけれども、内容的に言うと社協が既に、この2町の合併協議会と歩調を合わせながら協議を自主的に詰めておりますから、基本的にそういう環境が一番良い。基本的には協議会が誘導するという立場にございませんので、あくまでもやっぱり状況を把握して2町が同じような歩調で事務局と調整をしていくような形になるのではないかと。そういうように調整していく。社協もそういう状況で自主的に判断をして、協議を進めてきている状況という、一番良い例かと。こんなようなところでご理解願いたいと思います。

長谷川委員

基本は、1本になるという話できちっとしておきたいんだけど、一本になった時に、旧町にあるということじゃなくて、1本になったとしたら、それを協議会主導にするのかという意図を言っているのです。

奥村委員長

協議会主導ですか？

長谷川委員

ええ。根っこが一本になるのに、じゃあ穂別の協議会だから、だれがそこで引っ張っていくのか。トップがそれぞれ旧町に向かって、協議会に向かってなんかを言うことになるのか。わかんない。これ、今だったら各町村の中にあるから、行政とつながってくるかもしれないね。これ一本になった時に尊重するという事で穂別は穂別、鶴川は鶴川という形で流れていくというところの形態。こだわっていく、お互いが。じゃあ穂別無くなってじゃないからね。

奥村委員長

これは私の考えですけども、やはりそれぞれの協議会の組織の中でお互いにどうあるべきか考え方を出して、そこで新たな新町のそういう協議会を設立していく。

先日、これ、話いただきました。改良区につきまして、お互いに改良区同士のトップの方々は、新町になったときにはこういう形になるというのが、一つのお互いに一つという

か、考え方の中で処理も一つの方向づけを早急に決めていきたいと。当然、それぞれの団体がありますので、やはり新町になった暁には当然そのような方向に行かざるを得ないのではないでしょうね。ただ、事務的なことと申しますか、そういう事務手続的なことにつきましては、それを所管する行政の方がいますから、そういった方々が色々と手続きとかしてくれるのではないかと思いますのでね。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

それでは、1番目の協議第1号、公共的団体等の取扱いにつきましては、承認済みといたしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三倉委員

委員長、いいですか。もしよろしかったら、協議第10号まで一括して説明していただいて、その中で審議させていただきたいと思います。

奥村委員長

ただいま三倉委員の方から、第10号まで一括説明をして、その後、それぞれの協議ごとに質疑を問うという形ではどうだろうということでした。いかがでしょう。

前田委員

あまり一遍に説明されても、ちょっとわからない部分がでてこないかな。

紀藤委員

資料が添付されているから、説明、簡単な説明でよろしいですけども、一つずつ頂けましたら僕はいいですね。もう少し簡単な説明でできないですかね。

奥村委員長

ただいま副委員長の方からそれぞれの中身もございますので、説明につきましては簡潔に行いまして、そのような形でどうかということでした。

それでは、続けます。

協議第2号、地域医療につきまして事務局に説明をお願いします。

事務局(村上主任)

地域医療についてご説明いたします。

この項目につきましては、現在2町には公共的医療機関として、資料6ページですけれども、ごらんのように鵜川町厚生病院、穂別町には町立穂別病院がございます。基本的には2町にある医療機関を新町においても継承していくという調整内容になってございますけれども、こちらについてご説明いたします。

鵜川町は厚生病院ということでございまして、穂別町の方が町立穂別病院、こちら、いろいろ書かれていますけれども、割愛させていただきます。

右の方の具体的な調整方法でございますけれども、まず上から読み上げます。

厚生病院に対する各種補助及び赤字補填策などについては、新町においても継続する。

町立診療所に対する赤字補填は、全額新町において負担する。こちらの方は、穂別町の町立病院の方が平成17年5月に診療所に移行するというでこのような表現になっております。

続いて、施設改築を次のとおり新町にて計画することとする。

厚生病院60床、町立診療所19床ということでそれぞれ予定することでありまして、そのようになっております。

続いて7ページ、こちらの方は町立歯科診療所がございます。こちらの方も現行のとおり新町に引き継ぐという形であります。鵜川町の方にはその他医療機関としましてたんぼぼクリニック歯科診療所がほかにございます。

そういうことで、協定項目としての調整内容としましては、一番上のところに戻りますけれども、医療機関については、現行のとおり新町に引き継ぎ、旧町区域ごとに医療体制の確保・充実に努める。

- (1) 厚生病院に対する各種補助及び赤字補填策などについては、新町においても継続する。
 - (2) 町立診療所に対する赤字補填は、全額新町において負担する。
 - (3) 施設改築を新町にて計画することとする
- ということで調整してございます。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

奥村委員長

ただいま事務局の方から説明を頂きました。

この内容で新町の両地域医療、地域医療のサービスにつきましてはこのような形でどうかという提案でございます。

各委員の方のご質問、ご質疑を承りたいと思います。ありませんか。

長谷川委員

穂別町のこの構想の中に診療所という形で進みましたけれども、そうなった中でも無床か有床かという問題も含めて、2町が一本化されたときに診察メニューを手厚くできないだろうかという提案なんです。ずっと心の中にあっただんですけども、その対応の中で議論された結果、それぞれのまちで継続という形となった経過というものがあつたら聞きたいのですけれども。

臼井事務局長

2町合併の協議に当たりまして、地域医療の充実という観点から、中核病院の考え方というのは計画の段階ではそれぞれあって、承知しておりますけれども、最終的に両町それぞれ離れていると、それから地域医療というとらえ方等々含めて、近いところにそれぞれの医療機関があればということに落ち着いたということでございます。あとこの件につきましても、調整会議での一定の調整の結果このような形になったわけでございます。

以上でございます。

奥村委員長

ほかに、ありませんか。

野田委員

施設の改築を計画するということになっておりますけれども、これに関しては、例えばまちづくり計画の中でプランニングをいつまでとか、大体、計画の範囲は説明されて、ちょっとその辺受け取れなかったのです。

臼井事務局長

今日の今日ここまでいくかわかりませんが、今日の協議事項の11号の新町建設計画についてでございますけれども、この段階で新町事業整理表の中でそれぞれ主要事業が列記されております。そこをご確認いただきたいと思います。

奥村委員長

詳しく具体的なことにつきましては、新町建設計画につきまして協議第11号です。この中に協議される場がございますので、その時点でご協議いただければいかがでしょうか。

野田委員

今の話だとちょっと納得できない。この中に……整理表には、こっちがない?ある?

わかりました。

奥村委員長

ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

ほかにないようでございますので、協議第2号、地域医療につきましては協議済みといたします。

次に、協議第3号、地域交通対策の取扱いにつきまして事務局より説明いたします。

事務局(村上主任)

地域交通対策の取扱いについてということで、現在2町では町営バス等のバス、あと富内代替線バスなどの交通対策事業を実施しております。資料9ページの方でご説明いたします。

まず、町営バスとして鶴川町、穂別町でそれぞれ、鶴川町は5路線、穂別町の方は町営バスとしては1路線ということで、現在運行しているところであります。

特徴的なところは、鶴川町の場合が200円と100円という料金設定となっているということでもあります。鶴川町の方はあと、多目的バスというバスを運行しているということでもあります。運行内容については公用行事等に運行しているということでもあります。穂別町の場合は違った形でバスとして運行、借り上げバスで対応しているということでもあります。

続いて、10ページです。

「貸切代替バス」、こちらはふれあいバスということで、穂別町はこちらの方を4路線運行しております。

続いて、「バス対策事業」、富内線代替バスということで、鶴川町と穂別町の区間を走っているバスでもあります。運行経路につきましては、鶴川町が9系統、穂別町が6系統の合計15系統で、現在運行されております。穂別町はあと、新千歳空港直行バスというバスを運行しております。こちらの方は往復2便ということで運行しております。

続いてその下、条件不利地足確保事業ということで、こちらの方は交通の不便地のところ

でバスに相当する料金をとって、ごらんなような形で運行しているということでもあります。

関係資料、法令等が 11 ページに記載してございます。

以上のようなことから、8 ページに戻りまして、地域交通対策の取扱いについて。

- (1) 町営バス、ふれあいバスや鶴川町・穂別町間のバス事業などの地域交通対策については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において、財源対策と生活交通の確保・充実に向け、路線の連携、廃止など効率的かつ効果的な交通運行体系を図るため、各種バス事業の総体的な見直し改善を検討する。
- (2) 自主運行バスと貸切代替バスの使用料については、鶴川町の町営バスの例により合併時まで統一する。
という形でございます。

以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

奥村委員長

ただいま地域交通対策の取扱いについての説明がございました。

この件につきましてご質問なり、ご質疑を承ります。

野田委員

路線の連携、廃止などということ、見直し改善するというのは、これはだれがどんな方法でするかというのが明記されていないんですけど。これについてはどういう予定になっているのか？。

臼井事務局長

見直し改善をだれがやるかということですね。これはあくまでも現行どおり新町に引き継いでいくということですから、この後、新町の中でそれぞれ状況を判断しながら改善検討していくと。新町においてやる。

奥村委員長

ほかに、ございませんか。

野田委員

今の話に関連してなのですけども、交通手段というか、穂別はやはりへき地というか、交通手段が少ないところにとったら、交通弱者にとって非常に大きな問題。それで、ぜひこれについては、例えば住民のコンセンサスを取りながら当然そうですよと、言われてしまえばそれまでですけども、住民も交えながら、業者を交えながら整理されるなり、あるいは見直し改善していくというふうにしていただくわけにいかないですかね。やはり住

民の尊重されるべき人達の意見を入れながらということを前提にいただければと。そういうことでございます

臼井事務局長

新町の中でどのような形で進めるかという問題を併せることになるだろうと思うのです。新町としての考え方が出てきたり。ただ、現状を踏まえてみますと、それぞれ鷺川においても穂別においても、バス事業の関係についてはそれぞれ地域の理解を得ながら進めてきたと思うわけです。そういう意味では、常識的に考えて、現行のあるものを例えば廃止する、あるいはなかったものを新設ということなどについて、当然、地域の住民の方々のいわゆる利便を図っていくということですから、何らかの形で当然、住民との関わりをもっていくというふうに考えています。

奥村委員長

ほかに。

野田委員。

野田委員

それはそういうふうに住民の理解を得ながら見直し改善していくというふうにとらえてよろしいですか。そういうふうにとらえていくしかない。

奥村委員長

ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

ないようでございますので、協議第3号、地域交通対策の取扱いにつきましては協議済みといたしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

続きまして、協議第4号、保育事業の取扱いにつきまして、事務局より説明いたします。

事務局(村上主任)

保育事業の取扱いについて。

こちらの方は第2回の協議会の方で、常設保育所についてはもう既に協議済みということですので、残っていましたが地域保育所と学童保育の関係についてこちらの方で説

明いたします。

初めに13ページ、「地域保育所」のところでありませけれども、こちらの方は鶴川町にひまわり保育所、さくら保育所、たんぽぽ保育所ということで3施設、穂別町の方には栄和保育所、和泉保育所、富内保育所ということで同じく3施設がございます。

入所児童につきましては、ごらんのとおりの数字となっております。

開所期間の方が、鶴川町の方は1年開設しておりますけれども、穂別町の場合は11カ月で、1カ月は休みという形になっております。

保育料については、鶴川町は3,000円で、穂別町の方は3歳未満児が6,000円、3歳以上児が5,000円という形になっております。

次に、こちらの方で具体的な調整方法でありますけれども、上の黒い点から読み上げます。

地域保育所の施設及び入所児童年齢は、現行のとおり新町に引き継ぐものとするが、定員は地域の実情に応じた人数としていく。

続いて、施設の統廃合の基準について入所児童数が9人を3年以上下回る場合は、道費の特別保育所設置費補助基準に準じ閉所することとする。なお、閉所する状況が生じた場合は、地域保護者と協議を行い理解を得ていくこととする。

続いて、保育所は、原則として有資格者2名を配置する。

開所期間は、鶴川町の例により統一する。

保育料は、穂別町の例により統一する。なお、第2子以上の料金は半額とする、ということでもあります。

続いて14ページ、「学童保育」のところであります。

こちらは、鶴川町にひかり児童クラブ、鶴川中央小学校児童クラブ、井目戸児童クラブという形で、三つの児童クラブがあります。

穂別町は、穂別町学童保育所ということで1施設と、あとはへき地保育所で現在、実施しているということでもあります。

こちらの方は、調整方法としましては、学童保育については、現行のとおり新町に引き継ぐ。料金、おやつ代、保育時間は、地域の実情があるので、調査整理を行い合併までに調

整する。

へき地保育所での学童保育について。

穂別町において平成 17 年度、現行の方法で試行実施しながら、実施施設の検討も含め、合併までに調整する。

利用料金は、へき地保育所料金と整合性を図るよう調整する、ということであります。

15 ページにつきましては、関係する設置要綱等を記載してございます。

以上を踏まえまして、12 ページのところでは協定項目といたしまして、調整の内容は、

- (1) 地域保育所の施設及び入所児童年齢は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
 - (2) 施設の統廃合の基準については、入所児童数が 9 人を 3 年以上下回る場合は、道費の特別保育所設置費補助基準に準じ閉所することとする。なお、閉所する状況が生じた場合は、地域保護者と協議を行い理解を得ていくこととする。
 - (3) 開所期間については、鷓川町の例により統一する。
 - (4) 保育料は、穂別町の例により統一する。なお、第 2 子以上の料金は半額とする。
 - (5) 学童保育所については、現行のとおり新町に引き継ぎ、料金等については、地域事情を考慮し合併までに調整する。
 - (6) へき地保育所での学童保育については、合併までに調整する。
- ということで調整してございます。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

奥村委員長

質問ございますか?。小林委員。

小林委員

お聞きしたいんですけど、保育料が鷓川町は 3,000 円で、穂別町は 6,000 円の 5,000 円という数字でできているんですね。これ私も穂別だから鷓川の金額知ったらびっくりする。これ、今、町民に聞かれたら、これはどなり込まれると思う。何だ穂別町と比べると倍も多くとっていたのか、となると思う。これが現実だから仕方ないけれども、これ鷓川町は本当に 3,000 円ということで間違いのないあれだものね。穂別町も間違いのない。どうですか。

奥村委員長

間違いはないかどうか。

事務局(村上主任)

保育料としては間違いなくこのとおりで、あとこのほかにおやつ代として料金を各保護者の方から徴収しているということで、そちらを合わせた料金となると、両町ともそれほど差異がないという額になっているということなので、保育料として見た場合はこういう差がちょっと出るのですけれども、おやつ代を含めて保護者が負担する額として見た場合は、両町ともさほど差はないという形になっております。

小林委員

穂別町の方にこれを見習えという、見習うということですね、これを見ると。それで……、認知するのかい。これから、僕らでなく新たなまちで決めることだからっていうわけにもいかないからね。穂別に「合わせ」と言うけれども、これで穂別の方がなんぼかも高いからね。鶴川の方が値上がりするってことだけでも。俺、穂別の人間だから、「冗談じゃない。穂別に習え」と言うけれども。

前田委員

それぞれに地域の中の自治体で決めた。あくまで鶴川の場合は、そのへき地保育所の中で自主運営してきている訳ですね。で、その中で 3,000 円という料金の中から要求して。また他におやつ代だとか、あるいは利用代だとか、そういったものはまた、全部加算してくる要素も中に入る。したがって、その地域の中によっては自治体的に考慮したい。したがって結果的には穂別さんも同じぐらいの料金になってしまうのではないかと。

小林委員

そういう計算して鶴川儲かっているんなら、鶴川のとおりやったらいい。最終的にどうなるのか書いておかないと、穂別に合わせると決めたんだと。両町比べ合わせた結果、良い方に決めたと書いておかなかつたら、これだけみたら鶴川はどうかかわからないけれど、穂別はわからないわけにはいかない。どうですか？。

奥村委員長

事務局。

事務局(村上主任)

済みません、説明が足りなくて。穂別町の方におやつ代としての部分も徴収しているということでこのような形、ちょっと差が出ているという形になっています。含まれると。

小林委員

わかりました。きちんと書いておきます。

奥村委員長

ほかに、ございませんか。

高田委員

このおやつ代を含めるというふうなこと。町内を統一していくような形にならないければ、地域自治体まとまっている状態と整合性がとれるのだろうか。

事務局(村上主任)

今現在、地域の方で運営協議会というのがそれぞれにありまして、そちらの方で協議されて、その地域地域で料金決定と、あとおやつ代等が決定されているのですが、こちらの方は保育料として統一した基準を設けて、今後やっていくという形で、料金を統一させるという形でいくということになります。

前田委員

そうすると、穂別に倣うのですから、穂別の方がおやつ代が何ぼになるかわかりませんが、そういうものに統一していくということ？。

自治体との関係は別になんですか？。

事務局(今庄参事)

運営自体が、今も各地域持っています。穂別も同じでございます。そういう意味で、集まった金はまた同じく返すという形でいきますので、料金は1回は町で集めますけれども、それは委託というか、運営自体に戻すわけですから、同じ条件になります。

高田委員

何かちょっとやり方が難しいかなと思う。

奥村委員長

今のご意見につきましては、いろいろ意見が出ておりますし、一つの方法といいますか、考え方としての皆様から頂きました。今の意見を集約するような形で生かしたいとよろしいですね。他にありませんね。

それでは、協議第4号、保育事業の取扱いにつきましては協議済みといたしたいと思いません。

よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

それでは、続きまして協議第5号、保健・福祉関係事業の取扱いにつきましては、事務局より説明します。

事務局(村上主幹)

17 ページからご説明いたします。

こちら、保健・福祉関係事業の取扱いということで、まず初めに保健分野ということで、「母子保健事業」の方からご説明していきます。

妊婦訪問事業ということで、両町とも現在実施しておりまして、現行のとおり新町に引き継ぎ、対象者等は合併時に統一するという形であります。ごらんのようにこのページですけれども、乳幼児訪問事業、乳幼児健康相談、乳幼児健診ということで2町それぞれに実施しておりますけれども、若干内容に差異があります。そういったところから現行のとおり新町に引き継ぎ、対象者等は合併時に統一するという形で調整しております。乳幼児健診のところは7カ月児健診に歯科指導を加えるという形があります。

続いて 18 ページ、「予防接種事業」。

こちらの方は予防接種の種類で、ごらんのとおりになっております。

インフルエンザについて、これはここだけちょっと差異があるので、抜き出して書いてございます。こちらの方は、予防接種における町外実施者については、鷓川町の例による。インフルエンザについては、対象者は鷓川町の例により統一する。助成額については合併時に統一するという形であります。

続いて、「健診事業」。

こちらの方は、2町でそれぞれに実施してございます。こちらの調整方法は、対象者は鷓川町の例により統一する。項目、自己負担等は合併時に統一する。歯科健診については、歯科相談事業を継続するという形であります。

続いて 19 ページ、「検診事業」。

こちらの方は、胃がん検診、大腸がん、肺がんというふうになっております。胃がん検診は、対象者は鷓川町の例により統一する。自己負担等は合併時に統一する。

大腸がん。こちらも自己負担額等は、合併時に統一する。

肺がん検診。高医療費対策として、肺ドック、脳ドックを鷓川町の例より実施する。自己負担額等は合併時に統一するという形です。

続いて 20 ページ、乳がん検診。対象者は鷓川町の例により統一する。自己負担額等は合併時に統一する。

子宮がん。こちらの方は、自己負担額等については合併時に統一する。

続いて、「健康教育」ということで、集団健康教育。実施回数、内容等については、合併時に調整する。

続いて 21 ページ、「機能訓練事業」であります。

こちらは、A 型機能訓練。介護保険制度の改正があるので、合併時に、介護予防事業を含め事業内容を調整するということです。

「歯科保健事業」。こちらの方は、児童フッ素塗布事業。自己負担は穂別町の例により徴収することとし、金額については合併時に統一する。フッ素塗布は、一、二カ月から実施し、フッ素洗口は、条件の整った地域から実施するということでもあります。

続いて、22 ページ。

今説明してきました各項目について、現在の状況の額を具体的にそちらの方に記載しております。

新町とした場合に、自己負担、一番右のところですが、新町(案)というところで、自己負担割合を統一していくという形で、委託料の 6 分の 1 から 2 分の 1 という委託料で、ごらんのように自己負担ということで記載しております。

続いて、23 ページ。こちらは「子育て支援事業」ということでもあります。

子育て支援事業「エンゼルプラン」ということで、こちらの方は新町において次世代育成支援行動計画を策定するということが、エンゼルプランのさらに上の次世代育成支援行動計画を新しいまちで策定することになっております。

続いて、母子通園センター。こちらの方は、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において内容等の統一を図るという形であります。

続いて、24 ページ。こちらは、「障害者福祉事業」であります。

こちらは、新町において障害者福祉計画を策定するということでもあります。

続いて、障害者住宅改修支援事業。穂別町の例により統一する。

特定疾病患者通院費等助成ということで、こちらは合併時に統一するという形で調整してございます。続いて、25 ページ。

人口透析通院患者送迎事業。こちらの方は現在、2町に制度がございます。穂別町の場合、そのところで内容を書いておりますけれども、ごらんのとおりとなっております、現在対応している患者はございませんけれども、こちらは現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整するという形であります。

外出支援サービス事業。こちらも合併時まで調整するという形です。

続きまして26ページ、「高齢者福祉事業」であります。

長寿褒賞事業ということで、こちらの事業については、各お祝いのところでありますけれども、合併時に統一する。対象者は88歳で、記念品を贈呈するというところであります。

続いて、敬老会。こちら、穂別町は生きがい健康まつりと言っておりますけれども、こちらは開催方式が2町で違ってございます。こちらの方は現行のとおり新町に引き継ぐという形で、鵜川町は集合開催方式、穂別町は各自治会で開催しているという自治会開催方式です。

続いて、老人クラブ運営費の助成のところでありまして。こちらの方は、合併時に統一するというところで、基準を統一するというところであります。

27ページ、福祉風呂事業のところでありまして。こちらの方は鵜川町の場合ですと、ふれあい入浴サービス券ということで2,500円相当の回数券を交付しているというところであります。穂別町の場合は、65歳以上の老人の場合は入浴券が交付されていますので、こちらの提示により入浴が無料という形になっております。こちらは無料と有料制限というところでかなりの差異があるということで、合併後5年以内に鵜川町の例により利用回数を統一するという形で調整しています。

続いて28ページ、福祉バス事業。こちらの方は、穂別町側の方が無料ということで福祉風呂と同じなのですけれども、65歳、そちらに書かれている対象者の方たちが現在、無料ということになっております。対しまして、鵜川町の場合がそういう事業は特に実施してなくて、ごらんのように一般200円、高校生、高齢者等ということで100円というワンコインで統一しているというところであります。ということで、こちらは合併時に鵜川町の例により有料化する。穂別町のワンコイン化ということです。

続いて、在宅介護支援センター。こちらの方は現在、2町ともにあります。内容についてはそちらに書かれておりでありまして、具体的な調整方法は、現行のとおり新町に引き継ぎ、運営体制等については合併時に統一する。

続いて29ページで、在宅介護支援事業所ということで、こちらの方も2町にそれぞれご

ざいまして、現行のとおり新町に引き継ぎ、運営体制等については合併時に統一することとあります。

続いて、訪問事業ということで、こちらの方は、高齢者の見守りは実施体制などを検討調整し、新町においても継続するという調整となっています。

続いて、老人福祉電話設置事業。こちらの方は、穂別町の例により合併時に統一するという形であります。

続いて、除排雪サービス事業。こちらの方は、合併時に穂別町軽度生活支援事業に統合するというところで、30 ページに軽度生活支援事業ということで記載されています。こちらは、高齢者が自立した生活を送るため、軽作業等を支援するという形で、穂別町の例によるということで調整しております。

生活支援給付金支給事業。こちらの方は、鶴川町の例により合併時に統一する。鶴川町の燃料購入費事業が補助対象となっているため、鶴川町に準ずるということとあります。

続いて、外出支援サービス。こちらの方は、合併時まで調整するという形であります。

続いて 31 ページ、「医療給付事業」であります。

こちらの方は、老人医療給付特別対策事業、乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業。こちらは 2 町とも実施しておりますけれども、若干の差異がございます。こちらの方を、右にありますとおり、北海道の助成基準に準拠し、合併時に統一するという形で調整してございます。

以上のようなことを踏まえまして、最初に戻りまして 16 ページ。協定項目としましては 16 ページにありますように、保健・福祉関係事業の取扱いについては、

- (1) 健康診査等の自己負担割合については合併時に統一する。
 - (2) 障害者福祉計画、次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。
 - (3) 医療給付事業については、北海道の助成基準に準拠し、合併時に統一する。
 - (4) 2 町に差異のないものは現行のとおり新町に引き継ぎ、差異のあるものはこれまでの取り組みの経過を踏まえながら調整を行う。
- という調整内容であります。

ご協議、よろしくお願いいたします。

奥村委員長

それでは、保健福祉関係事業の取扱いにつきまして説明が終わりました件につきまして、

皆様のご質疑、ご意見を賜りたいと思います。

長谷川委員

調整会議の中で、合併時に統一するというものが多いのですが、合併時にということとは 18 年の 2 月までということになると思うんですけども、そこで 3 月の上旬に住民説明会を開く時になった際に、説明会の時に、こういう条件について、まだ決まっていませんということしか言えないんですよ。この合併時に統一するんですけども。意味は？。

奥村委員長

今、それぞれその町の考え方というのですか、差異がありますので、その時点まで継続協議をして、一つの効果というのを出そうというふうな考え方かなと思うのですが、住民説明会についてもやはりその効果なりそういう調査していこうということではないかと。それは私の方から言えませんが、実務者会議の中でそういうことで私は判断しているのですが…。

小林委員

何も心配ない。異議ない。聞かれたら、このままのことで進めていきますと、何もなし。これだけのこと残り決めていますということで、新町になったら、これを加えていきますし。これでいいんでないの。異議なんてない。あと、何も言うことない。そういうこと。

三倉委員

すぐ調整できることとできないことがある。

小林委員

それはあるけど、聞かれたって、これ、答える。

三倉委員

できる限り、町民にきちっと理解を求めながら。

小林委員

答えられなかったら、全くこんなもの。

三倉委員

そうならばいいのだけれども、そうはいかないと思うんですよ。

奥村委員長

どうぞ。

事務局(村上主任)

主に「合併時に統一する」というところで、これは 22 ページの方に、各種健診料及び自

己負担額の一覧ということで、右のところに委託料の何分の何というところ載せてあるのですけれども、そちらのところまでは現段階では町民の皆様にご説明できる範囲ということで、先ほどの表現だとあまりにも漠然としているということで、こちらの表現、何分の何というところまでは載せさせていただいたところです。こちらの方は、委託先が統一をまだ図っていませんので、料金で明示すると、ちょっと明示できない範囲なので、こちらの自己負担割合というところまでは提示できる範囲ということでご説明したいと思うのですけれども。

小林委員

それでいい。後のことは合併して統一なった時に。

長谷川委員

3月の段階で載せていた、そういうした後に、18年の2月までの間に決めますよという文言なのですよね。だから、合併して変える時点でどういうまちづくり、どういう町民の負担がこうなるよということを説明した時にですね。じゃあ何年掛けて変更する間違いないということという形、それだったら半分は3年以内で統一するという項目はありましたよね、水道か何か。そういう形で基本的には下げないことにするだとか、それだけ両町の現行料金いうんだったら、住民段階で説明はつくけれども、合併時において決めていないで、修正した後に料金を決めるというような形は、説明のしようがないのではないか。だから、そこを聞きたいのです。その辺は、事務局はどういうあれなのですか。

事務局(村上主任)

今回提示している部分で、統一する案件につきましては、例えば健診の回数だとかそういうものは両町統一するよということであります。あと、料金関係につきましては、別表でおおむね上げたとおり、6分の1の負担割合ぐらいに持っていきたいということで、統一したいということで、金額、住民負担になる部分についてはおおむね提示しているという認識でありますので、よろしく申し上げます。

奥村委員長

ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

ほかにないようでございますので、協議第5号、保健・福祉関係事業の取扱いにつきましては協議済みといたしますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

次に、協議第6号、環境・衛生関係事業の取扱いにつきまして説明をお願いします。

事務局(村上主任)

こちらの項目につきましては、前回の小委員会のご協議いただいた部分を抜いて、未協議の部分のみご提案という形です。資料の33ページからご説明いたします。

こちらの方は「水道未普及地補助」ということで、鶴川町の部分と穂別町の部分があります。こちらの方はごらんとおり、現行のとおり新町に引き継ぐという形で実施していくということでもあります。

続いて34ページ、こちらは防犯灯と街路灯の設置に関してのところなのですが、こちらについては、鶴川町、穂別町それぞれ設置はあるのですが、内容についてはかなりの差異があるということで、右にある調整方法となります。現行のとおり新町に引き継ぎ、設置基準、住民負担等については合併後3年をめどに見直しを図るということでもあります。こちらは差異が大きいということで、年数を設けて見直しを図るという形です。

以上のことから、32ページの協定項目、こちらは未協議部分のみですが、(6)水道未普及地補助については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(8)防犯灯・街路灯については、現行のとおり新町に引き継ぎ、設置基準、住民負担等については合併後3年をめどに見直しを図る、という形です。

ご協議、よろしくをお願いします。

奥村委員長

ただいま協議第6号、環境・衛生関係事業の取扱いにつきましての説明がありました。

これから、質疑とご意見を賜りたいと思います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

ないようございますので、協議第6号、環境・衛生関係事業の取扱いにつきましては協議済みといたします。

しばらく休憩をいたしたい。再開は3時15分とします。

(休憩)

(再開)

奥村委員長

事務局の方より若干説明することがございますので、それをお聞きしたいと思います。

事務局(酒巻主幹)

先ほど関係する意見の中で、合併の期日について定まらない状況の中でご意見を頂いてきたのですが、実は昨日、第13回総務企画小委員会におきまして、合併の期日を18年3月27日とするというふうに一応確認になりましたので、報告申し上げたいと思います。

3月27日の理由ですけれども、いろいろ準備、それから選挙、予算関係なんかというものを配慮すると、やはり3月27日が一番いいだろうということに決まりました。また、3月27日は閉庁日でございますので、その前、土、日において両町それぞれ事務的な準備をするというふうな、月曜日を利用してということから月曜日に決定したということがございますので、一応ご報告申し上げておきたいと思います。

奥村委員長

それでは、事務局におきまして協議を進めていきたいと思います。

協議第7号、農林水産関係事業の取扱いにつきまして、事務局より説明いたします。

事務局(今庄参事)

私の方からは農林水産関係事業の取扱いについて説明させていただきます。ページ数は、36ページです。

「農業振興計画」につきましては、両町にそれぞれ7本の計画がございます。これにつきましては新町において新たに計画を策定するというので、なお新計画が策定されるまでの間は、前計画を新町に引き継ぎ運用するというので、新町において計画を策定するという考え方です。

次、協議会関係でございます。

農業振興対策協議会ということで、穂別は農業対策協議会という形で協議会を設けて農業関係の協議をしておりますけれども、これにつきましては合併時に統合し、と。これは鶴川町の例というか、合併時に協議会を統合した中で、地域代表の選出及び委員数については合併時まで調整する、ということで、委員についてはこれから検討していきたいという形で考えております。

鵜川町クリーン農業推進協議会、穂別はヘルシーフード農業推進審議会ということで、それぞれ協議会を持っておりますけれども、これは当分の間、旧町区域の範囲として再編の上継続する、ということで、穂別はヘルシーフード、鵜川はクリーン農業という形で推進していきたいということで考えております。

水田の農業推進協議会という形で両町でございます。これは実は合併時に統合する。

金融制度総合推進会議についても、合併時に統合する。

農業経営改善認定審査会についても、合併時に統合する。

農業労働局調整協議会というのが鵜川町にございまして、標準賃金等定めておりますけれども、これにつきましては、各農協の方で今の段階では決めているということでありますので、今後、農協の方にお願ひするということで、これについては合併時に廃止したいということです。

補助事業関係でございます。

農業経営基盤強化資金利子補給制度ということで、これは道と一緒にやっておりますので、どちらも同じ道と同率でやっております。認定済みのものは現行のとおり新町に引き継ぎ、新規分についての助成交付要領については合併時に統一する。

穂別町にあります農家負担軽減対策利子補給事業につきましては、認定済みのものは現行のとおり新町に引き継ぐ、ということで、これは今後、地域認定はございません。

次、農家経営改善特別支援資金利子補給事業につきましても、穂別だけにありまして、認定済みのものは現行のとおり新町に引き継ぎ、という形で考えております。これについても新規の認定はございません。

農業振興特別資金利子補給というのが鵜川町にございます。鵜川町では農業用施設の整備のために農協からの借り入れに対して利子補給を行っている。穂別につきましては、農業振興基金ということで、町が基金を積み立てして、それを原資に貸しつけているという形でございますけれども、これにつきましては認定済みのものは現行のとおり新町に引き継ぎ、制度については合併時まで鵜川町の例により調整する、ということで、穂別町の農業振興基金の原資預託を、今後、鵜川町の利子補給の方の形で持っていきたいということでございます。

天災特別資金利子補給につきましては、鵜川町は14年、15年、穂別町につきましては15年の災害に対する利子補給ということで、認定済みのものは現行のとおり新町に引き継ぐ

ということで、これについては新規はございません。

水田農業構造改善推進基金事業ということで、鶴川町は16年から18年までの3年間で各種事業を行っております。穂別につきましても、予算で農事組合活動費だとかそういうものを助成しておりますけれども、これにつきましては鶴川町の例により新町に引き継ぐことを基本として、合併時までにJAと調整する。ということは、鶴川町につきましては、町、農協、農家がそれぞれ基金を積み立てたという形で活動しております。ということで、今後、穂別につきましては同じ制度に乗るために、苫小牧JAとの調整が必要でないかということで調整をしていくという考え方でございます。

中山間地域直接支払推進事業につきましては、穂別町だけでございます。国の補助事業でありまして、国が2分の1、道が4分の1、町が2分の1を出した中でいろんな事業をやっていくという形でありまして、今後中山間地域直接支払制度の動向を踏まえてということで、これは16年度までの事業になっております。17年度からもまた新たに継続……これは継続されることになったようですので、そういう形で見直しをしていきたいということで考えています。

担い手育成奨励事業ということで、鶴川町にございます。これにつきましては鶴川町の例により新町に引き継ぐことを基本として、合併時までにJAと調整する。このJAは苫小牧JAとの調整ということなんです。

花嫁対策事業につきましては、穂別町が農業後継者の結婚等に対しての助成をしておりますけれども、これについては合併時に廃止する。

農村生活体験者受入事業。これは穂別町で都会の若者を呼んで、農業体験をしながらという形で受け入れ事業をしております。これにつきましては現行のとおり新町に引き継ぐという形で考えております。

新規就農奨励対策ということで、これは北海道担い手センター等もありますけれども、各新規就農者に対する助成でございますけれども、助成決定済みのものは現行のとおり新町に引き継ぎ、制度については北海道担い手センターの考え方を踏まえながら合併時までに統一していきたいということで考えております。

鶴川町農業災害支援特別資金融資貸付金ということで、鶴川町にあります。これについては現行のとおり新町に引き継ぐ。

穂別に農業経営改善特別支援資金に対する損失補償額というものがございます。これは14年から28年なのでございますけれども、これにつきましても現行のとおり新町に引き継ぐということで考えております。

「認定農業者等育成支援対策事業」ということで、認定農業者、鷓川町については132経営体、穂別につきましては54経営体がございますけれども、これにつきましては現行のとおり新町に引き継ぐ。審査機関は、先ほどちょっと触れていますけれども、合併時に統合する。この中にあります目標農業所得、鷓川町600万、穂別は550万ということでありましてけれども、所得については経営基盤強化促進基本構想、今後計画する計画の中で調整していきたいということで考えております。

「農業用廃プラスチック処理事業」として、プラスチックの処理対策協議会がございます。これは現行のとおり新町に引き継ぐという形ですけれども、穂別町につきましては集積所から処理施設までの運賃を一部助成しております。それにつきましては今度とも継続していきたいということで考えています。ただ、この協議会につきましてはJAが事務局となっておりますので、活動範囲等も含めて、今後とも両町のそれぞれの協議会を存続させるという形で考えております。

「農業センター」。農業センターは穂別も鷓川も既にご覧いただけますので、現行のとおり新町に引き継ぐという形になります。

あと、「農業関連施設」、各施設がございます。これについてはすべて現行のとおり新町に引き継ぐということで考えております。

「災害普及事業」。水害等の災害復旧につきましては、鷓川町につきましては単年度要綱という形で作っております。穂別につきましては一本化で一つの規則をつくりまして通年適用させていますけれども、これにつきましてはちょっと差がありますので、新町において制度を災害時までには検討するという形で考えております。

「基幹水利施設」。これは穂別ダムの管理でございますけれども、これは両町に絡んでおりますので、現行のとおり新町に引き継ぐ。

「土地改良事業」。鷓川町で土地改良事業、国営を2本やっています。これにつきましては今後とも、現行のとおり新町に引き継ぐ。

「家畜防疫対策事業」。家畜自主防疫協議会という形で両町ともございますので、合併時に統合して伝染病対策をやっていくと。

「町営牧場」。穂別町に町営牧場が2カ所ございます。これにつきましては現行のとおり新町に引き継ぐ、という形で考えております。

「畜産関係補助」。これにつきましては、鷓川町は農業振興特別資金利子補給を適用しておりますし、穂別については中山間支払推進事業の助成の対象になっております。そういう中で、認定済みのものは現行のとおり新町に引き継ぐ、制度については合併時までには鷓

川町の例による、ということで、先ほど言いました中山間事業としての取扱いではなくて、鷓川町の利子補給制度の適用をさせていただきたいということで考えております。

次のページ、林業関係でございます。

「森林整備計画」。これにつきましては両町ともございますので、新町において新たに計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

「森林施業計画認定」というのがございます。これにつきましては、穂別、鷓川とも現行のとおり新町に引き継ぐ。

「森林整備地域活動支援交付金」ということで今、やっております。18年度まで行います。この制度につきましては現行のとおり新町に引き継ぐ、という形で、これは18年まで両森林組合等を通じてこの事業を推進していますので、これが完了するまで現行のままでもいいという形で考えております。

次、「補助金等」ということで、民有林振興対策補助事業ということで、各種民有林の振興対策につきまして、鷓川町も補助額の2分の1を補助する形でやっております。穂別につきましては今、森林整備振興基金からの繰り入れを基金の活用により100%助成しております。ということは、補助残の100%をやっておりますので、これにつきましては18年まではそのままいきます。ということで、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成19年度から鷓川町の例をもとに統一することで、合併時までに調整する、ということで、鷓川町の民有林対策事業を使っていきたいと、このように思っています。

「製材加工業融資特別対策事業」。これについては、製材加工業を営む者とか森林組合に対して、金融機関に預託して、原資として融資しているものでございますけれども、これにつきましては穂別町の例により合併時に統一するという形になります。

あと、「町有林管理」。両町に町有林がございます。これにつきましては現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において町有林、分収林もありますので、ここを含めて管理計画を樹立するという形で新町に引き継ぎたいと思っています。

次、水産関係です。

水産関係につきましては、鷓川町さんしかございません。胆振管内ししゃも振興協議会。これについては現行のとおり新町に引き継ぐ。

融資関係では、漁業近代化資金利子補給制度がございます。それと、漁業振興対策特別資金融資ということで漁業関係でございますので、これはこのまま現行のとおり新町に引き継ぐということで考えています。

ということで、協定項目につきましてはさきに戻りまして、農業振興関係計画等については、新町において新たに計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新町に引き継ぐ。

農業関係協議会等について、合併時に統合する。ただし、クリーン農業推進協議会・ヘルシーフード農業推進審議会は旧町を範囲として当分の間存続する。

農業関係補助事業については、認定済みのものは現行のとおり新町に引き継ぎ、制度を合併時に統一することで調整する。

農業関連施設、土地改良事業、町営牧場については現行のとおり新町に引き継ぐ。

森林整備計画等については、新たに計画を策定する。

森林整備地域活動支援交付金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

民有林振興対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成 19 年度から鷓川町の例をもとに統一することで合併時までに調整する。

製材加工業融資特別対策事業については、穂別町の例により合併時に統一する。

町有林管理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

水産関係事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ、ということで調整しておりますので、よろしくをお願いします。

奥村委員長

ただいま協議第 7 号、農林水産関係事業の取扱いにつきまして説明を終えました。

説明に対しましてご意見なりご質疑があれば、承りたいと思います。

紀藤副委員長

これは合併が決まってから合併の最終的期日までに、いろいろ団体等で揉まなければならないのですけれども、そのときに統合とかなんとかそういう言葉で説明されておりますけれども、住民説明会のときに穂別の中でひとつ知りたいことかなと思うのは、中山間地域直接支払制度ですけれど、これ、さっきの事務局の説明の中では、16 年度で終わるような形で計画していたのかと、思っていたのですけれども、この見直しというのを、どういうような考えで見直しと考えるのか。

事務局(今庄参事)

今、中山間地域直接支払制度につきましては、実際に穂別町の場合、3分の1を穂別町の基金として積んでいただいています。そういう中で、今後は町が基金という形にはなりませんので、例えば農協さんが基金の窓口になるとか、そういう形も考えられておりますし、この中に含まれている事業のうち鷓川町さんにおける利子補給制度にかわるものがあるなという形になりますので…失礼しました。構造改革推進基金の活用になる部分というのはダブっている部分がありますので、そういうものを見直ししていきたいという考えであります。

紀藤副委員長

地域特有なものという考えで…。

事務局(今庄参事)

これはあくまでも穂別地域だけです。

奥村委員長

長谷川委員、お願いします。

長谷川委員

38 ページに、穂別町の農業振興基金の関係なのですが、全町として、この場合のによってはただ単純に統合したいということなのですが、これは今、合併は農業振興基金というのは名称的には無くなるということによろしいでしょうか。

事務局(今庄参事)

現段階で貸しつけているものについては現行のとおり引き継ぎますけれども、今後、新規貸付はなくなるという形で、今後は鷓川町さんの利子補給制度にかわっていくという考え方です。

長谷川委員

それは極端に言うと、原資は引き上げたいという方針なのですか。基金制度を無くするというものの、根っこは原資を引き上げてということ？。

事務局(今庄参事)

基本的に期間を定めて貸しつけしているものがありますので、貸しつけが返還されつつ、新規貸し出しをしませんので、それまで継続はされると。

野田委員

JA の問題なのですけれども、諸団体によるものを尊重して自主的な合併ということになると思うのだけれども、2町が1町の中に二つの団体が存在して、顕在するというのは必ずしも法の範囲内ではない？その辺で自主的に任せるという考えは変わらないという考え

で。どうとらえていいのか。

中奥委員

農協法上の原則はどうなっているかということの説明すれば……。地域1農協とは書いてませんか。農協というのは、組合員が自由に加入できてそれが出資という形で参加をすれば、誰しもが農協の中で組合員になれる組織の一員になれるという形になっております、基本的には。ただ、申し上げているように、そういう形で一応は地域を大体、例えば範囲という形を一応、法律的にはないのですけれども、当初取り組んできたとおりのそういう範囲を決めて、その中で仕事してきたという経過があるわけで、結果的に、今のように、農協から言えば誰しもが農業さえ営んで、一定程度の面積を持って営んで出資さえすれば、加盟二重にもできる。それから、1戸で1名の加入権とは限らない。誰でも1農業体で2人で加盟したい場合、息子さんと親父さんと、それもできる。そういう仕組みになっている。ただ、今、野田さんのおっしゃるように、確かに1つの行政の中に2つの農協がある。過去がそういう現状の1町に2つも3つもおいてあったというのもあるのですけれども、今こうなってきた、できるだけ広範囲の中では、例えば今回農業に広域さんとむかわ農協と二つが合併するとまさに通過してしまうという中では、農協としても若干のやっばり問題なければそういう不可能ではないでしょうけれども、多少生活に絡む部分出てきましょから、そういう問題ではちょっと難しさもでてくるかなと。例えば、組合に入っていて今おっしゃるように各町で2つ農協があっても、私は農協組合加盟の分では地域で生活いきますから、いいのではないかという気はしますけれども。いろいろな部分で細かいことになれば、難しいと思う。これまでも農協としての問題については私ども合併できたとすれば、これは農協の組織対組織で協議せねばならないという感じを持っているのです。今の段階からは……。

野田委員

わかりますけれども、ただ住民説明会などで出た話としてはありましたから、それについてはこの協議会の行政では踏み込む問題ではないと理解できるのですけれども、ただ将来的には行政が支援するということに対して出てきたときに、各農協に対して把握しながら、方向定めながら進めていくということは、これは結果的にタッチできる問題ではないかもしれないしれませんけれども、何かそういう指針が出たり、あればなと思ったのですけれども。

中奥委員

多分将来的には難しい部分あるのかなというのは私自身あります。確かにねじれる現象というのは思いますけれども。組織的な中にもある程度クリアしていくことも可能かなという気もしております。

奥村委員長

副委員長、御指名でお願いします。

紀藤副委員長

ただいま JA むかわの中奥さんから説明ありましたけれども、僕ら苫小牧広域では町市にまたがった中で、考え方の中でやはり地域の中の農業者が一つにまとまるという形の農協組織これがやはりベストだとか、一つの地域になった場合には、その中でそれぞれ今後、検討を必然的に組合員としての形としても検討されていくことだと思うのです。これ、町村合併が決まらないから、お互いにどこをどうしましょうという話はまだできないかなと思うので、やはり地域の中の農家からばらばらにあっちの農協、こっちの農協という変な状況になると思うので、やはり地域地域でまとめて穂別も鶴川も一つの地域だよという将来的にはなっていくのかなというふうには思うんですけども。今からどうこうという言えないにしても。

前田委員

心配しているのだけでも、農業振興がどう進んでいくかというのはあるよね。特に鶴川、穂別は一次産業中心だということで、それで町の農業振興をどう進めていくのか示さないと非常に問題でてくる。だから、それあたり合併ができ上がったときに大きな課題になってくるのではないかと私はそう考えております。で、振興していくのにも、振興していつて結果をそれをどうとらえるかですよ。まあ、これは話しても切りがない。

長谷川委員

農業振興はその構成町が代表出して、基本的な調整していかないと。

前田委員

我々が農業振興をどうしていくかというのというのが非常に難しくなると思うからね。その中で協議されていかないとね。

小林委員

それは鶴川町、平取としなかったら大変だからね。

ちょっとそれは出すときにどこもうまくない。これからのこと考えていかなければ。自分たちは今のまんま進んでいるから、何とかいいんだろうけどね。

長谷川委員

43 ページ、町有林の面積も行政区域内にあるんですか。行政区域内に 1,600 平方メートル。

野田委員

行政面積の中に 1,600 ながしかあるのですかということですね。

事務局(今庄参事)

鶴川町内にあると。

奥村委員長

逆に、穂別さん。穂別町さんの場合には町有林が町内区域の中に町有林がある？。

事務局(今荘参事)

はい、全部穂別町内。

奥村委員長

それでは、意見が出尽くしたと思いますので、協議第7号、農林水産関係事業の取扱いにつきましては協議済みといたしよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

次に、協議第8号、商工観光事業の取扱いにつきまして事務局より説明いたします。

事務局(今荘参事)

46 ページになります。

この行政関係につきましては先般、第7回の小委員会におきまして行政関係だけもう一度検討という形になっておりましたので、この部分の行政関係だけ説明させていただきます。

資金貸付につきましてはどちらもやっておりますので、鷓川町の例により統一すると。

住宅建設奨励につきまして穂別町勤労者住宅建設奨励金、これについては合併時に廃止するというところで、前回は提案しているところでございます。

鷓川町の定住促進事業につきましては、委員会の意見により再検討ということになりました。調整した結果、合併時に廃止するという形で、今後新たな新町においてこういう事業関係については検討していくという形で考えておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

勤労福祉施設につきましては、現行のとおり新町に引き継ぐという形で、調整内容、45 ページ、4 番の勤労者生活資金貸付事業については、鷓川町の例により合併時に統一する。

5 番、住宅建設奨励金事業については、合併時に廃止する、という形で調整を考えております。

以上、よろしく申し上げます。

奥村委員長

事務局の説明が終わりました。

こちらご意見ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

ないようでございますので、協議第8号、商工関係事業の取扱いにつきましては協議済みといたしたいと思います。よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

続きまして、協議第9号、学校教育関係事業の取扱いにつきまして、事務局、説明をお願いします。

事務局(村上主任)

こちらは資料なのですが、後日送付しました協議第9号という1枚物といいますが、別につくってあります資料で進めていきます。

まず、資料1ページ目からご説明いたします。

こちらは、教育目標が2町でそれぞれに策定されております。あと、学校教育の方なので、すけれども、こちらは前半で小中学校施設及び通学区については協議済みとなりますので、そのほかの項目についてご説明いたします。

まず、「教育目標」は、新町にて策定委員会を設置し策定するという形で、新しい町で策定していきます。

続いて、「就学援助制度」の方は、今2町で若干の差異がございますけれども、これは国費補助基準をもとに合併時に統一するというところであります。

続いて2ページ目、「学校林」です。こちらの方は、鶴川町は、現在はございません。穂別町の方に現況として各小学校、和泉、穂別、稲里、仁和という形でございます。こちらの学校林の方は、現行のとおり新町に引き継ぐということです。

「学校給食」の方は現在、2町とも牛乳給食のみ給食として行っております。こちらの方は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

続いて、「就学指導委員会」。こちらも2町にございます。こちらの方は、若干中身に差異

がございますけれども、合併時に統一するという形であります。

続いて 3 ページ、「社会科副読本の作成」ということで、こちらはそれぞれの町で作成されておりますけれども、こちらの方は新町において作成するというので、新しい町で作成することになっております。

続いて、「通学費助成」の方は、鷓川町、穂別町とございますけれども、まず鷓川町は道南バス利用通学者に対し、学校経由で現物の回数券を支給しているということであります。対象校は 1 校となっております、こちらの方は、鷓川町の例により合併時に統一する。

続いて、「一般通学費補助」。こちらの方は穂別町ですけれども、現在対象者がいないということで、こちらの方は通学費補助は廃止するという形であります。

続いて 4 ページ、こちらの方も特例通学費補助ということで、上記と同じということになっております。

続いて、「学校統廃合」ということで、最近の状況ということで、これは前回の学校関係の資料にも提示してありますけれども、鷓川町の場合は平成 15 年度末で小学校が再編成されています。穂別町の場合は平成 10 年 3 月に稲里中学校を穂別中学校に統合、富内中学校を穂別中学校に統合という形になっております。こちらは今後の方針ということでそれぞれにございますけれども、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、将来にわたって少子化が進んだときには、地域の理解を得ながら統合について協議するという形であります。

続いて 5 ページ目、こちらの方は「校舎・体育館の建築」ということであります。こちらは整備状況ということで、記載のとおりになっております。こちらの方は、各校舎の現況を勘案し、合併時までには施設整備計画を策定するという形で調整されております。

続いて 6 ページ、「教員住宅等」ということで、教員住宅がそれぞれの町にございます。こちらは現行のとおり新町に引き継ぎ、住宅貸付料の判定については平成 18 年度に統一するという形で調整しております。

続いて、「就園支援・幼稚園関係」ということで、こちらは鷓川町に大東文化幼稚園がございますので、このような制度がございます。穂別町の場合は該当幼稚園がないということであり、この制度はございません。こちらは、就園については現行のとおり新町に引き継ぐということであります。

続いて、「中高一貫教育推進事業」。こちらについては、鷓川町の鷓川高校と鷓川中学校の方で現在、指定されており、行っている事業ということで、現行のとおり新町に引き継ぐという形になっております。

続いて、7 ページ目でございます。「高等学校教育振興対策」ということで、これは鶴川町、穂別町でそれぞれに行っているところでありましてけれども、そちらの部分についてはごらんのとおりに、2 町の差がかなり大きいという部分でありまして協議を重ねてきましたけれども、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後 5 年をめどに均衡が図られるよう調整するという形で、5 年という期間を設定しまして均衡が図れるようにしていくという形になってございます。

続いて 8 ページ、「高等学校生徒寮の管理運営事業」ということで、それぞれの町に寮がありまして運営しているところです。こちらの部分につきましても、管理経費のところで見ますとかなりの差があるということと、あと内容的なものについても差があるということで、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後 5 年をめどに均衡が図られるよう調整するという形で調整が図られました。

以上のことを踏まえまして、一番最初、表のページに戻りますけれども、学校教育関係事業の取扱いについては、

- (1) 教育目標については、新町にて策定委員会を設置し制定する。
- (2) 学校統廃合については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、将来にわたって少子化現象が進んだときには、地域の理解を得ながら統廃合について協議する。
- (3) 校舎・体育館の建築については、各校舎の現況を勘案し、合併時までには施設整備計画を策定する。
- (4) 高等学校教育振興対策及び高等学校生徒寮の管理運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後 5 年をめどに均衡が図られるよう調整する。
- (7) その他の項目については、教育環境・教育内容の充実を図ることを基本に調整するという調整内容になってございます。済みません、訂正いたします。

ただいま説明しました、4 ページになりますけれども学校統廃合、平成 10 年に稲里中学校を穂別中学校に統合ということになっていきます。それはよろしいのですけれども、次の「富内中学校を穂別中学校に統合」という部分が、こちらは平成 15 年 3 月となりますので、10 年ではなくて、平成 15 年ということで訂正願いたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

奥村委員長

ただいま協議第 9 号、学校教育関係事業の取扱いにつきまして説明頂きました。

事務局からの説明に対し、ご意見あれば伺いたく思います。

小林委員

よろしいのではないですか。新町合併時に整理するという事で変わりはない。

長谷川委員

高等学校生徒寮の管理運営事業という中の鷓川の寮について。任意の委員会?教育委員会で管理するようなものではなく。

臼井事務局長

今のご質問ですけれども、鷓川の管理運営委員会につきましては、任意といいますか、町が何らかの形でかかわる正式な団体ではなく、特に法律上だとかそういうところで定められている委員会ではございませんが、町としては認めている運営委員会です。

小林委員

いいのではないですか。

奥村委員長

協議第9号、学校教育関係事業の取扱いにつきましては協議済みとさせていただきます。よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

続きまして、社会教育・スポーツ・文化振興関係事業の取扱いにつきまして事務局より説明します。

事務局(村上主任)

こちらは資料で48ページからになります。説明は49ページから行います。

社会教育・スポーツ・文化振興関係事業の取扱いについて。

社会教育計画(生涯学習計画)なのですが、こちらについては鷓川町、穂別町ともに策定されております。これについては、新町において社会教育もしくは生涯学習振興計画を策定するという形になっております。

続いて、「図書館(室)」です。

鷓川町には図書室がございます。穂別町は四季の館の中にあります。穂別町の場合は、町立図書館という図書館法に基づいた図書館が設置されてございます。こちらについては、現行のとおり新町に引き継ぐという形であります。

続いて、「博物館」。

こちらは穂別町に穂別町立博物館というのが設置されておまして、ごらんのとおりにな

ってございますけれども、主に化石についての材料を展示している博物館となっております。こちらについては、現行のとおり新町に引き継ぐという形であります。

続いて 50 ページ、「文化財の保護、顕彰」について。

こちらについては鶴川町で、そこに記載されております町で指定されている文化財、国指定の文化財、北海道指定の史跡という形であります。穂別町につきましてもごらんのように、それぞれに国指定の文化財等がございます。これらの文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐという形で調整しております。

「埋蔵文化財関係」。こちらもそれぞれの町で埋蔵文化財包蔵地ということで、鶴川町 43 カ所、穂別町 50 カ所ということでもあります。内容については、カード管理等、図面の作成等、同じような形になってございます。調整につきましては、現行のとおり新町に引き継ぐという形であります。

51 ページ以降につきましては、関係する法令について参考までに載せてあります。

以上のようなことに基づきまして、48 ページに戻ります。

社会教育・スポーツ・文化振興関係事業の取扱いについて。

- (1) 社会教育(生涯学習振興)計画については新町において策定する。
- (2) 図書館(室)・博物館については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 生涯学習関連事業はそれぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編等の調整を行う。

ということであります。

ご協議、よろしく申し上げます。

奥村委員長

ただいま事務局から、社会教育・スポーツ・文化振興関係事業の取扱いにつきまして説明がございました。

この件につきまして、ご質疑、ご意見等を賜りたいと思います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

最後でございますけれども、協議第 10 号、社会教育・スポーツ・文化振興関係事業の取

扱いにつきましては協議済みとさせていただきます。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

続きまして、協議第 11 号、新町建設計画につきまして事務局より説明願います。

臼井事務局長

計画の協議説明に入る前に、私の方から一点報告させていただきます。

昨日、第 13 回総務企画小委員会におきまして、新町建設計画の将来像について協議いただいた結果、既に、建設計画の 26 ページをお開きください。

一応仮称と書いてありますが、住民から報告した報告内容をもとに事務局の方で整理して、昨日第 13 回小委員会において既に提出をいたしました。その結果、「人と自然が輝く清流と健康のまち」、そこで仮称となっておりますけれども、この将来像をもって建設計画の将来像にするというふうになりましたので、まずご報告を申し上げたいと思います。

以上、この後、計画について説明させていただきます。

事務局(阿部主幹)

それでは、議案第 11 号、新町建設計画についてご説明したいと思います。資料については別添資料 1 及び別添資料 2 になります。

まず最初に、産業生活小委員会において所管する内容ではございませんけれども、重要な案件でありますし、内容とすれば産業生活小委員会に関係する部分もございますのでご協議をいただければと思います。

それでは、資料に基づいて説明していきたいと思います。

まず、この鶴川町・穂別町新町まちづくり計画案についてですけれども、構成については、まちづくり計画と、それから財政計画に基づいて構成されております。冊子の 1 ページをめくっていただきますと目次となっております。その中で構成的には、最初に「序論」、2 番目に「地域の現況と課題」、3 番目に「主要指標の見通し」、4 番目に「新町建設の基本方針」、5 番目に「新町の施策・事業」、それからもう 1 枚めくっていただきますと、6 番目に「新町における北海道事業の推進」、7 番目に「公共施設の適正配置」、それから 8 番目に「財政計画等について」、こういう内容で計画が盛り込まれております。

それで、早速中身に入っていきますけれども、最初に 4 ページですけれども、計画はまちづくり計画と財政計画で構成されております。計画の期間でありますけれども、平成 18 年

度から平成 27 年度までの 10 年間となっております。

それから、最初の方は、地域の現況とか課題、それから指標の見通しということで割愛させていただいて、そして新町の建設の基本方針からかいつまんで説明していきたいというふうに思います。

まず最初に 26 ページ、先ほど局長の方から説明がありましたとおり昨日、新町の将来像ということで、「人と自然が輝く清流と健康のまち」ということで総務企画小委員会で決定されております。特に鶴川さんの町民の方からは未来につなごう清流のまち鶴川ということ、それから穂別町の町民からは、人間健康宣言のまちという施策が深く浸透している今後の町政運営とかまちづくりに対する意見が多数寄せられまして、最終的にこういう形ということになったわけでありまして、そういう中で、新町に期待する事業運営にも同じような意見が多数を占めましたので、そういう部分を含めての内容の計画となっております。

27 ページのまちづくりの基本方針は、5 本立てになっておりまして、「自立・ふれあい交流型のまちづくり」と、「地域の特徴を伸ばすまちづくり」、「整備と活用の調和のとれたまちづくり」、「時代の潮流を見据えた総合的なまちづくり」、「参加と協働による住民自治のまちづくり」。このように 5 本の基本方針に大別されております。

それから、まちづくりの基本目標といたしましては、各分野別の目標と、それから 31 ページ以降に書かれております地域別の目標があり、分野別の目標が 5 つ記載されておりますけれども、この内容についてはほかの市町村におきましては四つとか五つとか七つとか、いろいろ区切りの仕方があるのですが、鶴川町と穂別町の合併協議会では 5 つの分野に分かれております。

1 つには、「夢を育む、学び楽しむ文化のまちづくり」。これについては教育、文化、それからふるさと教育についての内容です。

2 つ目には、魅力あふれる活力とにぎわいのあるまちづくり」。これは産業関係です。

3 番目、「ぬくもりのある健やかな福祉のまちづくり」。このことは、保健と福祉分野。

次のページをめくっていただきますと、4 番目に、「快適な環境をもつうるおいのあるまちづくり。これについては、生活環境、基盤についての考え方。それから、5 番目に、「自立・連携し、共に創るまちづくり」。これについては、まちづくりの基本的な考え方、それから行財政改革の関係について記載しているところです。

それから、31 ページには、地域別目標ということで、四つのゾーンに分けて地域別に目標が設定されております。

32 ページにあらあらのゾーンの図が載っておりますけれども、まず一つは、「森林・清流ゾーン」、それから「海浜ゾーン」、それから「農業ゾーン」、それから旧町の鶴川町と穂別町の中心市街地については「市街地ゾーン」ということで、各分野の機能と相まって、そういうゾーンの場所の振興を図っていく、整備を進めていくというように考えております。

それから、33 ページ以降は、新町の施策・事業関係でございます。細部にわたっては項目が多いものですから、施策名だけ載せております。

まず、「夢を育む、学び楽しむ文化のまちづくり」、この中で一つ目は、幼児教育、学校教育の充実。

それから、2 番目には、生涯学習の充実。

3 番目に、青少年の育成。

4 番目は、文化・スポーツ活動の推進。

それから、5 番目は、地域固有の歴史文化の継承。

続きまして「魅力あふれる、活力とにぎわいのあるまちづくり」。これが 37 ページからでございます、1 番目に農業振興の振興。

それから、39 ページに移っていただきまして、林業の振興。

それから、40 ページ、水産業の振興。

それから、41 ページ、商工業の振興。

それから、42 ページ、観光の振興。

43 ページには、新しい産業の育成と就業機会の拡大で、2 町が合併するというところで、スケールメリットの問題もいろいろなものがあると思いますけれども、新たな産業ということで、今後の IT ですとか、そういういろんな情報環境を整備したりと、新たな分野を設けております。

44 ページにつきましては、「ぬくもりある、健やかな福祉のまちづくり」ということで、まず一つ目に、子育て支援の充実。二つ目には、健康づくりの推進。

45 ページでは、医療体制の充実・強化。

それから、4 番目には、高齢者対策の推進。

47 ページでは、障害者福祉の充実。

それから、48 ページには、地域福祉の推進とユニバーサルデザインのまちづくり。

49 ページには、社会保障の充実。ウタリ住民福祉の充実。

それから、50 ページからは、「快適な環境をもつ、うるおいのあるまちづくり」ということで、まず自然環境の保全。それから 2 番目が、景観の整備。

51 ページに入りまして、住宅・住環境の整備。4 番目に、公園・緑地の整備。次をのページを開いていただきますと、5 番目に上下水道の整備。次のページ、6 番目は、資源循環型社会の形成。それから、7 番目に、墓地・霊園環境の整備。

ページ開きまして 54 ページ、河川・海岸の整備と環境保全、治山対策の推進。

それから、55 ページ、消防・救急体制の充実。それから、防災のまちづくりの推進。

それから、56 ページ、交通安全・防犯対策の充実。

それから、57 ページは、総合的な土地機能の推進と市街地の整備。13 番目が、道路交通網の整備。

次のページをめくっていただきますと、14 番、公共交通機関の維持・充実。続いて 59 ページ、地域情報化の推進。それぞれ各町においては、地域情報化のコンピューター関係の事業あったと思いますけれども、今度 2 町が合併するというので、新たに今までの考え方に、将来の地域情報化をより推進するというでもありますし、情報化が当然のようにいわれている中でこの分野の環境を新たに整備していこうという項目です。それから、16 番目、自然エネルギー等の活用促進。

それから、61 ページに進みまして、「自立・連携し、共に創るまちづくり」。一つ目は、自主的な住民活動の推進。それから、二つ目に地域自治の確立。この 1、2 番目については、これから協議に上がってくると思いますけれども、地域自治組織だとか、それから、それにかかわる町民の方々と行政のこれからのまちづくりについての協働の計画。その中で進めていくような施策を記しております。それから、三つ目に、国際交流、地域間交流の推進。

それから、4番、男女共同参画の推進。5番目は、広報・広聴の充実。

それから、63ページ、6番目、行財政の効率化。ということで施策で記されております。

それから、65ページについては、この計画を北海道事業としていってもらわなければならないということで、上げております事業について道の方に強く要請するというので、記載しております。2番目の「魅力あふれる、活力とにぎわいのあるまちづくり」。この中では、農業・林業・漁業の各産業の中で道事業が推進というか、要望されたり、現在推進されておりますけれども今後とも支援をお願いしたい部分を項目として挙げております。それから、(4)の「快適な環境をもつ、うるおいのあるまちづくり」については6項目ありますけれども、治山治水対策事業。それから、穂別ダムの濁水対策。それから計画的な土地利用推進、それからこれから合併するまでに道道の整備が出てくると思いますが、その分野について記しております。

それから、66ページについては、7番目、公共施設の適正配置ということで、利便性と地域バランスの確保、それから既存施設の利活用等による合理的な整備運営ということで示しています。特にこれ見ますと、両町町民が平等な形で負担を与えない形で今まで同様の利用状況を考えながら、整備を図っていく。

それから、67ページからは財政計画であります。

これについては、二つの項目がございますが、基本的な考え方と、それから計画の前提条件ということで、一つ目は、この財政計画をつくるに当たりまして、前回、中間で財政シミュレーションをつくって、両町の財政状況だとか、それから合併した後の財政見込みを説明した概要版がありましたけれども、今の時点においても、国の三位一体改革の関係がはっきり決まっておりません。そういった意味では現行の財政制度に基づき具体的に言いますと、これでいいますと平成15年度前後を基本にした形で推移しながら推計している。それで、この財政計画はまちづくり計画と同様、18年度から27年度までの10年間。

それから、68ページに移りまして、これが具体的に金額で計算しますと、歳入と歳出それぞれ計画がございまして、まあ27年度、合併後10年間の財政計画。

それで、もう一つ別添資料2でお示ししております「新町まちづくり計画に伴う事業整理表。これについては財政計画の中に盛り込まれております主要な事業の関係、ハード事業それからソフト事業のメニューが入っております。それで、それについては分野別で紹介しました施策の順番どおり、一応載っております。それで、この事業整理表の考え方なので、これについては財政計画の前提条件による作成とされています。

それから、二番目には、さきのまちづくり計画の中に重要な投資的事業及びソフト事業が入っております。

それから、三つ目には、この財政計画については現行の行財政制度を基にしておりますので、今後その三位一体とかの中で税源移譲だとかいろいろ言われている中では、満度に考えられるわけではない、そういうことではないことも予想されますので、その時点によってはこの計画の内容が変更されることもある得るということでお考えいただいてというふうに思っております。ただ、この主要事業に載せられている事業については中間での財政シミュレーションと違いまして、各町課題とされている事業をそれぞれ整理いたしまして、主要事業の整理表の中に掲載しておりますので、財政シミュレーションについては平成15年度の予算をベースに地方交付税制度が今より減額されそうだという段階での趨勢値で見っていたのとは違いまして、各町の課題等を整理しまして、事業メニューを計画の中で掲載しておりますので、それが簡単にならなくなっていくということになれば、大変な所ではありませんけれども、これも制度の推移を見た上で見直しもしていくかというふうに。

内容につきましては、以上でございます。

臼井事務局長

今、内容の説明をさせていただきましたけれども、先ほどの17ページのところで財政計画の基本的な考え方、ここには記しておりますが、総務企画小委員会の中で明日の決定をしようというふうに予定しておりますが、先ほど申しましたとおり国の制度改革が明確ではないという前提で、現時点での財政制度を踏まえて、このまちづくり計画、それから事業の整理表を作成しているものですので、その制度改革の方向によっては、このような状況になるかどうかというのはなかなか難しいというところから、その制度改革によっては内容について変更が予想される。その場合につきましては当然、現状よりよくなるという情勢にはないと思いますから、当然、財政の状況というのは非常に厳しくなるということをお前提にして、人件費等経費の削減を含めながら、できるだけ目標に沿うように努力をするといったような前提を根本的な考え方の方の方に示しているところであります。

以上、追加でご報告を差し上げます。

奥村委員長

ただいま新町建設計画につきまして、これは建設計画ということになっておりまして、かいつまんで今、産業生活関係、それから財政計画にかかわる内容のご説明をいただいたわけでございます。

なお、申し添えますけれども、この新町まちづくり計画におけます所管は総務企画ということになっております。それで、私どもの決定で、それが皆様方の理解をいただいたということになりますと、本来ですと明日、総務企画小委員会がありまして、その方の概要をご説明を頂いた後で、私どもの小委員会、最終的にはまとめということになりますけれども、本日皆様とのこの協議の結果、今後また新町建設計画に対しますご理解がいただければ、本日をもちまして産業生活小委員会は終了ということになるわけでございますけれども

も、そこら辺、いかがでしょうか。

小林委員

いいのではないですか。

奥村委員長

今まで協議いただいたことが全てこの新町建設計画の中に取り込まれる、取り込まれていくということですので、何か最後ご意見等ございますでしょうか。

野田委員

新町建設計画、これが骨子とすれば提案する何かおおよそのものがこれだと、そう考えていいのですか。これに多少プラスアルファされるのでしょうか。

臼井事務局長

住民に情報として出す資料、この全編の計画ではなくて、これを要約した概要版のものをそれぞれ各戸に配布ということで……。28ページの概要版とあわせて、これは手づくりになりますけれども、この間、調整しました、総務企画小委員会と産業生活小委員会にかかわる協定項目の概要をそういうふうにして配布するという。

野田委員

この概要版ですから、これ以上詳しくなるようなことはない、こう整理したいのですけれども、まちづくり計画、建設計画の大体すべてのこの行政協議分も多少見たけれども、実は今日の理解でやっと少しわかってきたのですけれども、これを例えば主要事業の内訳というのは出せないのですか。主なものでも。これだと、何をやるのかわからない。ましてや、その財政の裏づけというか内訳というのはどういうふうに出しているのか。町民のみなさんに示すまでではないけれども、協議会の委員ぐらいには出してもらいたいという気がするのです。

もう一点、特例債の起債についてはどうなったのか、全然わからない。特例債は一体、これはどのくらいの額になるのか、当初の予定の枠の中におさまっているのか、一体どの事業に検討していつているのか。一番まとめの成果としてわかりやすいものとしては特例債ということがあったわけです。そういうのもやはり町民の皆さんにも示してあげる必要があるのではないか、あるいは、もしないというのであれば、せめて協議会の中でどういったことに特例債が使われるのかということ、だんだん長く話しているうちに、いろんなことをやってきたので、少しこういう話が全部出たのですけれども、その辺が全然明示されていないのですが、この点についてまず、どういうふうに関後出していただけなのか。

臼井事務局長

今のご質問ですけれども、建設計画の主要事業については今、お手元に配付した内容をもって協議いただきたいというふうに、事務局では2町間の調整も含めてご理解をいただき

たいと思います。もう一つ、特例債の関係ですけれども、財政計画の段階では、起債可能額が 42 億相当の金額ですけれども、これは歳入では見ておりますけれども、あくまでも主要事業の整備の段階では、特に特例債を当て込んでどの事業をやっていくというような、そういう 2 町間の調整はしておりません。あくまでもこれまでのそれぞれの課題、それから今後の目標等にかかわるそれぞれの事業をそれぞれ計画を提出していただいて、それをこの中に計画として上げております。そのほかの財源の支援等については、総額で歳入に計上していると。ですから、特例債の事業はこれとこれといったような形でこの中で計画はしておりません。それは新町の中で、今後適債事業としてそれぞれ支庁、あと国との調整の中で変わっていくというふうに考えております。

野田委員

そうしたら、総額で特例債の枠として全体の中に一つ入れて、とりあえずここからのものがどれがあるかという整理?。下から積み上げてきて、特例債はこれだけ最終的に総額という計画ではないという…。

三倉委員

住民説明会にやがて臨んでいくのだらうと思うのですが、その中でそのように詳しく書いてあるのは当然、結構なことなのだらうというふうに思うのです。しかしながら、よく書いてありますように、国の動きによってできない事業も発生するだらうということを考えてときに、町民に誤解を招かない程度の要約をする必要があるのではないかと思います。そこら辺は町民に誤解のない程度の事業側の説明であってと思います。

臼井事務局長

先ほど概要版を策定してというふうに事務局の方で説明しましたけれども、あくまでもこちらの方の全編計画の概要ということであって、事業整理表を要約したものはつける予定はございません。あくまでもこの全編の方の概要版を策定して町民に配布するという考えでございます。

野田委員

同じく 68 ページなのですけれども、まちづくり計画のこれだけの中で、財政の話一部分しか書いていない。これだけでは何のことか…。全部出されたら余計わからないからかもしれませんけれども、ただ単純に全部投資的経費なんだよと。18 年度から 27 年度まで書いていますけれども、最初の方では頑張って投資的経費を出しているのですけれども、こういう前半部分に偏りがあってバランス的にとれているのか、こういう整合性というのはどこから……さっきの話の続きになるのですけれども、積み上げて出てきているものなのか、単純に大枠のものからではないと思いますが、その辺本当にやっぱり書いている時点でどうやって整合性をとってきているのかというのがちょっと疑問なのですけれども、わかりやすく教えていただきたいと思います。

臼井事務局長

ご質問されていましたが、ここに数字が、特に前半、それぞれ年度ごとによって変わっております。これはやはり両町の主要課題と申しますか懸案事項。例えば学校の施設整備でありますとか、あるいは病院の改築等の関係でありますとか、いろいろ事業によって大小違いますけれども、そういう主要事業が前半、特に18から22年の5カ年間に集中している部分がございます、この辺は両町それぞれ年度を調整するというふうにはなかなかいかなかったために、前半のところに額が集中しているということでございます。

後半につきましては5年以降ですので、それぞれ課題的なものも、特に5年以降の財政状況がどのようになるかわかりませんが、ある意味では計画と努力目標といったような形で少しずつ、年度を経て変わっていくと思っておりますけれども、特に合併後5カ年間については、それぞれ地域課題という具体的に明確になっております関係上、それぞれ年度によって何とか調整しながら張りつけたということでございまして、今委員のご質問になった中身がよくわかるものということですが、この辺につきましては具体的に金額の計上をして金額の調整をしているということでございます。

野田委員

最終的に、財政計画を出すまでに、僕はわかりませんが、相当大ざっぱに書いて…まあつくれなかったのか、想像だけで書いていったのかというような…。2町これから合併するというときに、そんな計画でいいのかなと。町の運営の方法というのは私よくわかりませんが、その程度の計画の立て方とか、統合の形とか。もう少しその辺の説明をしていただければなあと。せめて協議会の中ぐらいはしていただきたいなと思うんですけども。

臼井事務局長

一例を挙げますと、既にこのまちづくり計画、これ、財政計画も含めて支庁を通して道の方に事前協議を実は開始しております。定められた書式と申しますか、特にこの財政計画の熟度については、この程度でそれぞれ他の協議会もこの程度で対応しているということです。なぜかといいますと、これは確定したものはございませんけれども、先ほど国の制度改革が不透明な中でということに随分集中されているということなのですが、極端な話をしますと、今の交付税制度、あるいはまだ確定していない税源移譲、こういったようなものが具体的に出た段階では、この協議会で詰めてきた財政計画そのものがある意味では一変する可能性は場合によってはある、ということからしますと、どこまで詰められるのかということが背景に出ていると思うのです。そういう意味では、ここで積み上げて、年度ごとあるいは事業ごとの予算あるいは財務の内訳を明確につくったにしても、結果としては国の制度によって一変してしまうという関係も支庁の方ではある程度予想しているのか、この程度で事前協議については整理をしていきたいという考え方もございまして、ある意味では支庁に対する事前協議と、それからこの協議会の中での説明資料、それから住民の皆さんに説明する内容も一つに統一しないとまずいのではないかとということが一方ではあるように考えまして、この程度で委員の方々にも理解をしていただこうというふうに考えているところでございます。

野田委員

理解をしますけれども、すべて話も少し元に戻りますけれども、すべて主要政策のどういったものがあるのかというのは町民明示してほしいですが、今後検討していただきたいと。

石田委員

新町建設計画見まして、過度な期待はできるものではないということがよくわかりました。そして、住民の人はどんなところを見ているかといったら、現状のサービスの水準をどれだけ維持してもらえるのかというところが住民の人は見ているのではないかと思うのです。その辺のところは先ほどの説明で大体現状は維持できるのかという期待を持ったのですよ。ですから、こういうことを住民説明会で言ってあげれば、また住民も納得する中身ではないかと思いましたが、これからの国の情勢というのはどういうふうになっていくかわからないので、過度なことは言わない方がいいと思いますし、期待はできないと思いますし。

長谷川委員

我々の総合計画だったらね、具体的に示さないと事業できない話だと思うんです。先に出した新町建設計画の中に各町の財政シミュレーションあったと思うんですね。それと、今回事業整理表ありますけれども、内の17年から21年までの市町村の過疎地域自立計画出ているのですけれども、これを全部網羅して、当時の13ページの財政シミュレーション、それ、整合性はある?この表と。ここで扱われている17年から27年までの新町まちづくり計画と過疎自立計画とは。これ事業あげていますよね。鷓川町、穂別町それぞれ事業あげているのですけれども。それとこのシミュレーションの例というのは整合性がとれているのですか。

臼井事務局長

この建設計画を策定するに当たりまして、2町の総合計画、それから今、委員がお話ししましたそれぞれの諸計画、これらを踏まえてこのまちづくり計画ができ上がっているということです。特に、今言われた過疎計画につきましては、あくまでも一応それぞれ独自の状況ということで、それがシミュレーションと整合性がとれているかというところまで言われると、なかなか事務局側としては答弁しづらいところですが、あくまでも諸計画を踏まえてこの計画が成り立っているというふうにご理解いただければと思います。特に具体的な事業のこれこれが入っているか入っていないかというところに行きますと、それは2町の方にある意味では調整をちょっと確認をしていただきたいなど。

長谷川委員

59ページの地域情報化についてですが、鷓川さんの場合にも自治協定に関わる部分があるのか。行財政の問題がありますよね。医療側からの関係も。特に2011年までに家電デジタル化になるということですが、今後この地域情報化うたわれているのだけれど

も、これはトータル的に言われていますけれども、現実的に鶴川さんの方がデジタル化になった場合に、難聴地域という部分では、もうとらえてはいるのですか。どの地域が難聴になるということで把握は、もう進んでいるのですか。

穂別の場合はほとんどだめだということで、デジタル化になった場合には事業を推進しなければいけない。せっかく肝心のテレビが全く見えないということになってしまうとすれば、IT の光ファイバーの事業は欠かせない事業になるという。これでいくと事業に「光ファイバー」と書いてあるから、事業採択はイメージして書いているということで理解していいですね。

臼井事務局長

先ほど説明しましたとおり、あくまでも 2 町間の協議の中で、なおかつ総合計画と、あるいは懸案事項の諸課題を踏まえながら調整してでき上がったものが建設計画なのですけれども、先ほど特例債を例にご説明しましたが、実際にこの事業それぞれ、あるいは考え方も含めて、国の方の最終的な決定を見て、ここに先決するものはないんですね。ですから、新町において改めて、この建設計画を踏まえて新町の総合計画をこれから早々につくる予定になっていますね。このままこれが新町で策定するということではございませんでして、これを踏まえて新たな新町の総合計画を策定するわけですが、その策定、あるいはそれぞれの年度、年度の実施計画等がこれから出てくると思います。その時点、時点で道、国と協議しながら、今ご質問になった、例えば光ファイバー等の事業が、例えばそういう特例債なり財政支援事業に適合するかとか、その辺も詰めていかなければ、今の段階でははっきり明確には答えられないということですが、あくまでも穂別町におきましては難視聴対策についてはこれまで質疑してきている課題でございますから、昨日の総務企画小委員会においても地域情報化につきましては特に特定して、難視聴対策については新町において引き続き検討対応するといったようなことも調整文案の中には入れております。ただ、具体的に国の支援事業をここに入れて、どこまで成り立つかというのはこれからの課題だと思います。

奥村委員長

それでは、協議第 11 号、新町建設計画につきましては産業生活小委員会としましてはよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村委員長

それでは、皆様方に諮られまして、ただいままで協議されました事項につきまして、協議会の最初の方に報告をする。小委員会の報告ということになっております。そういったことで文書作成にかかりましては、委員長、副委員長に一任ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

5-5 その他

臼井事務局長

スケジュール表の方、お手元にあると思いますけれども、第 6 回の協議会、2 月 14 日に穂別町で午後 3 時から開催をすることで決めさせていただきました。ここで出欠をとりたいと思うのですが、一応日程が詰まっている関係上、何とかこの日程で委員、ご出席いただくようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

奥村委員長

ただいま事務局の方から次期の協議会、2 月 14 日午後 3 時から、穂別町で開催いたしたいと。

こういうことで、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臼井事務局長

また新たにこのスケジュールに書いてありますが、産業生活小委員会の第 9 回を 10 日に予定しておりましたが、今日協議済みとなりましたので、第 9 回は中止といたします。

またあわせて、22 日に第 10 回と書いておりますけれども、これは予定になっておりますが、特にここでは新町の名称の関係が集約をされまして、第 15 回の総務企画小委員会において第 7 回の協議会に提案する新町の名称のいわゆる事前の集約をするわけですけれども、その結果を産業生活小委員会の方におきましても報告すべきではないかということで、ここで第 10 回、この回数でいきますと第 9 回になりますか、9 回を予定しておりますので、今後の状況をあわせて、また委員長、副委員長とも相談をしてご案内を差し上げたいと思いますので、よろしく願いをしたいと。まだ日程は決まっております。

4-6 閉会

奥村委員長

それでは、第 8 回産業生活小委員会を閉めたいと思います。

昨年の 5 月 21 日の第 1 回から本日の第 8 回、皆さん方におかれましてはそれぞれの立場で建設的なご意見、ご質疑等を賜りまして、我々に与えられました合併協定項目をすべて終了したわけでございます。あと、場所は協議会、また総務企画小委員会における新町の名称につきましての会議で終えることとなります。